

モーターホーム保管管理委託利用規程

株式会社 フジカーズジャパン（以下当社とする）が管理するモーターホーム保管管理委託場所（以下保管場所とする）は下記の利用規程に従って利用頂きます。

- 1、 保管場所内でのモーターホーム保管管理委託契約者（以下契約者とする）が当社の承諾をなしに営業活動を行うことを禁止致します。
- 2、 保管場所はモーターホーム保管管理委託車輛（以下車輛とする）の駐車をする場所である為、保管場所でのキャンセル行為を禁止致します。
- 3、 喫煙場所の表示のない場所での喫煙行為を禁止し、裸火を使用しないこと。
- 4、 車輛備え付けのガソリタンク及びLPガスタンクを除き、火気又は火気を誘発する恐れのある物品及び爆発物並びに悪臭を放つ物品その他に他者に迷惑を及ぼす恐れのある物品を保管場所に持ち込まないこと。
- 5、 運転者、契約者が車輛を離れる場合は必ずLPガスタンクの元栓を閉め、窓、扉等に施錠し火災盗難に備えること。
- 6、 保管場所内での天災、事故、盗難等、当社はその責任を負わない。
- 7、 保管場所内での車輛の移動は徐行を厳守すること。
- 8、 運転者、契約者が退出の時は車輛の鍵を保管管理者に必ず預け入れること。※神戸西宮店のみ
- 9、 保管場所内では保管管理者の指示に従うこと。
- 10、 保管場所内において他の自動車及び施設又は器具等に損傷を与えた時は速やかに保管管理者に連絡すること。
- 11、 保管場所を利用する車輛所有者若しくは使用者は車輛の登録を行う際、自動車税の被課税者を所有者若しくは使用者のいずれかに決め、その結果を保管管理者に通知しなければならない。
- 12、 契約者が退会、1ヶ月以上料金の遅延、更新を拒絶した場合、貸し駐車場に残留物が有った際は、保管管理者側は、契約者に対して何らの通知及び告知をせず、承諾を得ずに適宜な方法で撤去できるものとし、撤去及び処分にかかった費用は契約者側の負担とする。
残留物等に関する意義申し立てはしない物とする。

13、契約書第7条に記載されている車輛の日常点検とは次の項目を行う。

1) エンジンルーム内

- ア、ベルトの張り点検
- イ、ラジエター内冷却水量及び漏れの点検
- ウ、エンジン・トランスミッション及びブレーキオイル量点検
- エ、エンジン・トランスミッション及びブレーキオイルの漏れ点検
- オ、各配線の外れ及びゆるみ点検

2) 足回り

- ア、ホイールのゆるみ点検（スペアタイヤ含む）
- イ、タイヤの損傷及び空気圧点検（スペアタイヤ含む）

3) その他

- ア、ハンドルのゆるみ点検
- イ、メーター類の作動状況点検
- ウ、灯火機器類の作動状況点検
- エ、ブレーキ・アクセル・クラッチペダルの作動状況点検

14、利用料金

日常点検 本利用規程に準ずる

（年1回を超えた場合、1回 3 1 0 0 円～）

架装部点検 1回 2 0 4 0 0 円～

外装洗車 1回 1 0 2 0 0 円～

※外装洗車は、シャンプー撥水洗車です。コーティング・水垢落とし等は別料金でご依頼下さい。

車両状態により費用はことなります。お問合せ下さい。

内装クリーニング 1回 1 5 3 0 0 円～

※内外装については、5m以内を上記の価格とし、車両の長さ50cmごとに3100円追加料金がかかります。